

○屋外広告物掲出の道路等の禁止地域並びに鉄道沿線及び電柱等の許可区域の指定

昭和40年1月1日

京都府告示第1号

京都府屋外広告物条例（昭和28年京都府条例第30号。）第3条第1項第12号の規定により指定する道路及びその付近の地域は、次のとおりとする。

- 1 中央自動車道西宮線（京都市の区域に属する部分及び市街地の部分を除いた部分をいう。）及び当該道路境界線から500メートル以内の区域
- 2 近畿自動車道敦賀線（福知山市字大内小字昇り尾230番2から同字長田小字大野下2872番7までの区間）及び当該道路境界線から500メートル以内の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域を除く。）
- 3 府道京都守口線（京都市の区域に属する部分及び市街地の部分を除いた部分をいう。）及び当該道路境界線から200メートル以内の区域
- 4 一般国道9号（京都市の区域に属する部分及び市街地の部分を除いた部分をいう。）及び当該道路境界線から200メートル以内の区域
- 5 一般国道24号（京都市の区域に属する部分及び市街地の部分を除いた部分をいう。）及び当該道路境界線から200メートル以内の区域（宇治市の区域に属する部分を除く。）
- 6 一般国道27号（舞鶴市字上安小字道ノ下128番地及び市街地の部分を除いた部分をいう。）及び当該道路境界線から200メートル以内の区域
- 7 一般国道171号（京都市の区域に属する部分及び市街地の部分を除いた部分をいう。）及び当該道路境界線から200メートル以内の区域
- 8 一般国道175号（福知山市、舞鶴市字地頭から同市字八田まで、同市字福井小字セバト1551番地から同1509番地までの区域に属する部分及び市街地の部分を除いた部分をいう。）及び当該道路境界線から200メートル以内の区域
- 9 一般国道1号（京都市の区域に属する部分及び市街地の部分を除いた部分をいう。）及び当該道路境界線から200メートル以内の区域（宇治市の区域に属する部分を除く。）
- 10 一般国道178号（宮津市字大垣小字宮ノ前124の3（右）から同字中野小字深田トヨロ1041の1までの区間に属する部分（市街地の部分を除いた部分）に限る。）及び当該道路境界線から100メートル以内の区域
- 11 府道網野岩滝線（与謝野町字男山小字八反田224の1から同字岩滝小字野田2408の1までの区間に属する部分（市街地の部分を除いた部分）に限る。）及び当該道路境界線から100メートル以内の区域

改正文（平成12年告示第232号）抄

平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第687号）

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

改正文（平成20年告示第490号）抄

平成20年11月21日から施行する。

改正文（平成22年告示第136号）抄

平成22年9月1日から施行する。

昭和40年1月1日

京都府告示第2号

京都府屋外広告物条例（昭和28年京都府条例第30号。）第5条第1項第3号の規定により指定する場所は、次のとおりとする。

1 建植広告物については、次の場所とする。

- (1) 木津川市木津雲村124番地1、同125番地2、同126番地2、同130番地1、同142番地1、同90番地、同89番地及び同89番地1
- (2) 亀岡市北古世町2丁目101番地、同102番地、同134番地及び同135番地
- (3) 綾部市字高津町小字長通24番地の1、同24番地、同23番地、同22番地、同21番地、同20番地、同19番地、同18番地、同17番地、同16番地、同15番地の1、同15番地、同14番地、同13番地、同小字西ノ開市14番地、同15番地、同16番地、同16番地の1、同17番地、同18番地、同19番地、同20番地、同20番地の1、同21番地、同22番地、同23番地、同24番地、同25番地、同26番地、同27番地、同小字北川31番地、同36番地、同36番地の1、同37番地、同40番地、同42番地、同46番地の2、同46番地の1、同46番地、同47番地、同48番地、同49番地、同50番地、同51番地、同52番地、同53番地及び同54番地の1
- (4) 福知山市字観音寺小字竹田237番地の2、同236番地、同小字丸町232番地、同226番地、同小字高津67番地及び同小字丸町221番地
- (5) 福知山市字興小字栗田434番地、同小字向淵420番地、同小字栗田427番地及び同字観音寺小字ナンバ山東26番地
- (6) 福知山市字石原小字山の下245番地の2、同243番地、同240番地、同80番地の3及び同小字庵女塚4番地の2

- (7) 福知山市字篠尾小字ヤスダ373番地の1、同小字安尾下88番地、同286番地及び同280番地
- (8) 舞鶴市字森小字白土286番地の1、同285番地、同284番地の1及び同小字池の谷281番地の1
- (9) 舞鶴市字公文名小字城ヶ鼻1番地の4、同1番地の2、同小字地山3番地の5、同3番地の4、同3番地の2及び同5番地
- (10) 宮津市字上司小字下山10358番地の1、同10358番地の2、同10359番地、同10360番地、同小字角田940番地、同942番地の3、同943番地の4、同944番地の1、同944番地の5、同945番地の1、同946番地の1、同小字赤熊916番地の3、同917番地の1、同919番地の3及び同920番地

2 電柱広告物については、次表左欄に掲げる道路上で、かつ、当該右欄に掲げる場所とする。

路線名	場所
市道木335号木津山田川線	木津川市木津町及び木津
市道木216号中ノ島5丁目線	木津川市木津町
府道上狛城陽線	木津川市山城町上狛
市道山288号上狛停車場線	木津川市山城町上狛
府道奈良加茂線	木津川市加茂町北船屋から加茂町里上須田までの区間
市道加1—6号線	木津川市加茂町兎並船屋及び加茂町北船屋から加茂町里東鳥口までの区間
府道八幡木津線	相楽郡精華町字下狛から同字祝園までの区間
府道奈良笠置線	相楽郡笠置町字笠置小字浜から同小字八ヶ坪までの区間
府道笠置山添線	相楽郡笠置町字笠置小字市場から同小字奥田までの区間
府道王子並河線	亀岡市安町、北町、内丸町、旅籠町、横町及び新町
府道亀岡園部線	亀岡市古世町
府道亀岡停車場線	亀岡市追分町
市道上本町佛大線	南丹市園部町本町

市道上本町小山線	南丹市園部町上本町から同小山東町までの区間
府道郷ノ口室河原線	南丹市八木町室河原
府道吉富八木線	南丹市八木町室河原から同八木嶋までの区間
市道本町大藪線	南丹市八木町八木嶋から同八木までの区間
市道本町線	南丹市八木町八木
府道福知山綾部線	綾部市並松町から同大島町までの区間
市道西町青野線	綾部市西町1丁目から同青野町までの区間
府道中山綾部線	綾部市駅前通
市道鶴山天神町線	綾部市本町1丁目、同天神町及び同幸町
市道広小路線	綾部市広小路1丁目から同4丁目までの区間
市道敷島通り線	綾部市西新町
一般国道175号	舞鶴市字松蔭から同字広小路までの区間
一般国道177号	舞鶴市字広小路から同字上安久までの区間
府道西舞鶴停車線	舞鶴市字引土
府道志高西舞鶴線	舞鶴市字円隆寺から同字引土までの区間
府道余部下舞鶴港線	舞鶴市字余部
府道舞鶴和知線	舞鶴市字浜から同字森までの区間
府道東舞鶴停車場線	舞鶴市字浜
市道公園三の丸通線	舞鶴市字広小路から同字南田辺までの区間
市道丹波町線	舞鶴市字広小路から同字本町までの区間
市道真名井平野屋線	舞鶴市字広小路から同字引土までの区間
市道竹屋通線	舞鶴市字広小路から同字引土までの区間
市道竹屋新町通線	舞鶴市字広小路から同字引土までの区間
市道下横町通線	舞鶴市字竹屋から同字大手までの区間
市道上横町通線	舞鶴市字竹屋から同字北田辺までの区間
市道本町通線	舞鶴市字竹屋から同字北田辺までの区間
市道八幡通線	舞鶴市字紺屋から同字真名井までの区間
市道愛宕通線	舞鶴市字字竹屋から同字北田辺までの区間
市道宮前引土新町線	舞鶴市竹屋から同字引土までの区間
市道二條通線	舞鶴市字浜

市道四條通線	舞鶴市字浜
市道五條通線	舞鶴市字浜
市道六條通線	舞鶴市字浜
市道八條通線	舞鶴市字浜
市道敷島通線	舞鶴市字浜
市道朝日通線	舞鶴市字浜
市道初瀬通線	舞鶴市字浜
市道三安通線	舞鶴市字森から同字行永までの区間
府道福知山停車場線	福知山市駅前町から同内記1丁目までの区間
市道駅前鑄物師線	福知山市駅前町から同西本町までの区間
市道昭和区画9号線	福知山市北本町から同昭和町までの区間
市道篠尾新町呉服線	福知山市篠尾新町から同呉服町までの区間
市道広小路本町線	福知山市長町から同中ノ町までの区間
市道寺町内記線	福知山市東中ノ町
市道菱屋堀線	福知山市菱屋町から同東岡までの区間
市道御霊神社岡線	福知山市岡ノ2から同岡ノ1までの区間
市道駅前栄線	福知山市駅前町
市道福知山停車場鑄物師線	福知山市駅前町
市道福知山停車場荒河線	福知山市駅前町から同西本町までの区間
一般国道178号	与謝郡与謝野町字岩滝から同字男山までの区間及び同字岩滝から同字弓木までの区間
府道弓ノ木岩滝線	与謝郡与謝野町字弓木から同字岩滝までの区間
町道石田線	与謝郡与謝野町字弓木
町道波止場立町線	与謝郡与謝野町字岩滝
町道下地線	与謝郡与謝野町字男山
町道野田川本線	与謝郡与謝野町字四辻から同字三河内までの区間
府道中藤加悦線	与謝郡与謝野町字算所

3 街灯柱広告物については、次表左欄に掲げる道路上で、かつ、当該右欄に掲げる場所と

する。

路線名	場所
市道木335号木津山 田川線	木津川市木津町及び木津
町道中西手線	相楽郡和東町字中
府道福知山綾部線	綾部市並松町から同本町3丁目までの区間
市道西町青野線	綾部市字西町1丁目から同本町3丁目までの区間
府道中山綾部線	綾部市駅前通
市道広小路線	綾部市広小路
市道敷島通り線	綾部市字西新町
一般国道175号	舞鶴市字松蔭から同字広小路までの区間
府道西舞鶴停車場線	舞鶴市字引土
府道志高西舞鶴線	舞鶴市字円隆寺から同字引土までの区間
府道余部下舞鶴港線	舞鶴市字余部
府道舞鶴和知線	舞鶴市字浜から同字森までの区間
府道東舞鶴停車場線	舞鶴市字浜
市道真名井平野屋線	舞鶴市字広小路から同字引土までの区間
市道竹屋町通線	舞鶴市字広小路から同字引土までの区間
市道竹屋新町通線	舞鶴市字広小路から同字引土までの区間
市道二條通線	舞鶴市字浜
市道四條通線	舞鶴市字浜
市道五條通線	舞鶴市字浜
市道六條通線	舞鶴市字浜
市道八條通線	舞鶴市字浜
市道敷島通線	舞鶴市字浜
市道朝日通線	舞鶴市字浜
市道初瀬通線	舞鶴市字浜
市道三安通線	舞鶴市字森から同字行永までの区間
府道福知山停車場線	福知山市駅前町から同内記1丁目までの区間
市道篠尾新町呉服線	福知山市篠尾新町から同西本町までの区間

市道須津線	宮津市字須津
市道須津中央線	宮津市字須津
一般国道178号	(1) 宮津市字須津 (2) 与謝郡岩滝町字弓木から同字岩滝までの区間 (3) 京丹後市網野町網野 (4) 京丹後市久美浜町小字十楽町
府道由良停車場線	宮津市字由良
府道岩滝口停車場線	宮津市字須津
府道弓ノ木岩滝線	与謝郡与謝野町字弓木
町道波止場立町線	与謝郡与謝野町字岩滝
町道野田川本線	与謝郡与謝野町字四辻から同字三河内までの区間
府道中藤加悦線	与謝郡与謝野町字算所から同字加悦までの区間
府道温江加悦線	与謝郡与謝野町字加悦
町道加悦黒見山線	与謝郡与謝野町字加悦から同字後野までの区間
府道宮津養父線	与謝郡与謝野町字上山田及び同字四辻から岩屋までの区間
町道亀四旧府道線	与謝郡与謝野町字四辻
府道野田川加悦線	与謝郡与謝野町字算所から同字明石までの区間
町道庄ヶ崎大代線	与謝郡与謝野町字明石から同字明石小字庄ヶ崎までの区間
町道石川旧府道線	与謝郡与謝野町字石川から同字石川小字亀山までの区間
府道宮津野田川線	与謝郡与謝野町字石川
町道四辻旧府道線	与謝郡与謝野町字四辻
町道加悦金屋線	与謝郡与謝野町字加悦から同字金屋までの区間
府道網野峰山線	京丹後市峰山町吉原から同菅までの区間
市道呉服櫻内線	京丹後市峰山町杉谷から同呉服までの区間
市道呉服二箇前川原線	京丹後市峰山町呉服から同堺までの区間
市道石ヶ下岡ノ坊線	京都丹後鉄道峰山停車場から市道呉服櫻内線交点までの区間
市道出合駅前線	京丹後市大宮町奥大野から同善王寺までの区間
府道木津網野線	(1) 京丹後市網野町木津 (2) 京丹後市網野町浅茂川から同網野までの区間

府道夕日ヶ浦木津温泉 泉停車場線	京丹後市網野町木津
市道間人漁港線	京丹後市丹後町間人小字丘成
府道久美浜停車場線	京丹後市久美浜町小字飯田

改正文（平成12年告示第233号）抄

平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年告示第232号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第687号）

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

改正文（平成18年告示第91号）抄

平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第127号）

この告示は、平成19年3月12日から施行する。

附 則（令和5年告示第153号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、3の表の一般国道178号の項及び府道木津網野線の項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。